

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和2年2月28日

「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号並びに特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号の規定に基づき外飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成31年農林水産省告示第526号)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工、安全衛生)をい	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工、安全衛生)をい

			<p>う。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業等）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>なお、飲食料品製造業分野の対象は、以下の日本標準産業分類に該当する事業者が行う業務とする。</p> <p>09 食料品製造業</p> <p>101 清涼飲料製造業</p> <p>103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>104 製氷業</p> <p>5861 菓子小売業（製造小売）</p> <p>5863 パン小売業（製造小売）</p> <p>5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p>	<p>う。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業等）に付随的に従事することは差し支えない。</p>
2	P4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 分野別運用要領第3の1に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の生産行為等をいいます。また、「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。</p> <p>○ 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人を雇用できる事業者は、主たる業務として、次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>(1) 畜産食料品、水産食料品の製造・加工</p> <p>(2) 野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品の製造・加工</p>	<p>○ 分野別運用要領第3の1に記載している「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。また、「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。</p>

			<p>(3) 調味料, 糖類, 動植物油脂の製造</p> <p>(4) 精穀, 製粉, でんぷん, ふくらし粉, イースト, こうじ, 麦芽の製造</p> <p>(5) パン, 菓子, めん類, 豆腐, 油揚げ, 冷凍調理食品, そう菜の製造</p> <p>(6) 清涼飲料, 茶, コーヒー, 氷の製造</p> <p>(7) 菓子類, あめ類の製造小売</p> <p>(8) パン類の製造小売</p> <p>(9) 豆腐, こんにゃく, 納豆, 漬物, かまぼこ, ちくわなどの加工食品の小売</p> <p>なお, 飲食料品製造業には, 酒類製造業, 塩製造業, 医薬品製造業, 香料製造業, 飲食料品卸売業, 飲食料品小売業(上記の(7), (8)及び(9)を除く)などは含まれません。</p>	
3	P5	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は, 以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分)</p> <p>「飲食料品製造業技能測定試験(仮称)」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p>	<p>分野別運用方針(抜粋)</p> <p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は, 以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分)</p> <p>「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p>

4	P8-9	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条</p> <p>告示第3条</p>	<p>告示第2条</p> <p>飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは 	<p>告示第2条</p> <p>飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中分類09－食料品製造業 二 小分類101－清涼飲料製造業 三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く） 四 小分類104－製氷業 五 細分類586－菓子小売業（製造小売） 六 細分類5863－パン小売業（製造小売） 七 細分類5897－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 <p>第3条</p> <p>飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その
---	------	--	---	--

			<p>「支援を実施する1号特定技能外国人を，委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>	<p>他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし，特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては，特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>二 協議会が行う調査，情報の共有その他の活動に対し，必要な協力を行うこと。</p> <p>三 農林水産省が行う調査，指導その他の活動に対し，必要な協力を行うこと。</p> <p>四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては，前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において，第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を，委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>
5	P9-11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準		<p>○ 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人を雇用できる事業所は，主として次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 中分類09－食料品製造業</p>

		<p>〇2つ目 ～ 〇8つ目</p>		<p>② 小分類101－清涼飲料製造業</p> <p>③ 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>④ 小分類104－製氷業</p> <p>⑤ 細分類5861－菓子小売業（製造小売）</p> <p>⑥ 細分類5863－パン小売業（製造小売）</p> <p>⑦ 細分類5897－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p> <p>なお、飲食料品製造業分野には、酒類製造業、塩製造業、医薬品製造業、香料製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業（上記の⑤、⑥及び⑦を除く）は含まれません。</p> <p>○ 事業所の定義は、総務省告示第405号（以下「日本標準産業分類」という。）の3の（2）に従い、①経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること、②経済活動が人及び設備を有して、継続的に行われていることをいいます。②の場合にあっては、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とします。</p> <p>なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合は、売上台帳、賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とします。</p> <p>また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離でき</p>
--	--	----------------------------	--	--

				<p>ない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。</p> <p>○ 事業所の産業分類については、日本標準産業分類の3の(6)に従い決定します。</p> <p>産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定しますが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定します。この場合の主要な経済活動とは、生産される製品の直近の売上高によって決定し、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定します。</p> <p>ただし、賃加工と自社品製造を行う場合など、売上高だけで判断することが適当ではないと考えられる場合においては、売上高を代理する指標として、生産される製品の産出額、販売額又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとします。</p> <p>○ 例えば、飲食料品卸売業者及び飲食料品小売業者の専用工場（いわゆるプロセスセンター）や外食業事業者の集中調理施設（いわゆるセントラルキッチン）等の独立した事業所で飲食料品の製造・加工を営む事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>他方で、小売業を営む事業所（例：スーパーマーケット）が、事業所内の一区画（例：スーパーマーケットのバックヤードなど）で飲食料品の製造・加工を行う場合は、主要な経済活動が飲食料品の製造・加工ではないため、飲食料品製造業分野の対象</p>
--	--	--	--	---

			<p>○ 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用要領第3の1に示した日本標準産業分類に該当する事業者であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。</p>	<p>となりません。</p> <p>○ 製造小売は、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者に販売する製造と小売が不可分一体の事業形態であることから、飲食料品を製造・加工する製造小売の事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>また、飲食料品卸売事業者、飲食料品小売事業者及び外食業事業者が店舗と同一の敷地内で飲食料品の製造・加工の業務を営む場合には、製造・加工する製品の売上が当該事業所の売上の過半を占める場合に限り、飲食料品の製造小売と同様に飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>○ 製造請負の場合も、主として上記日本標準産業分類のいずれかに掲げるものを行っている事業所は、飲食料品製造業分野の対象とします。</p> <p>ただし、製造・加工の付随業務（例：箱詰めや荷役業務など）のみを行っている場合や 人材派遣の場合は対象外です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、協議会に加入する際に、協議会が求める場合には、分野別運用要領第3の3（3）に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類（例えば、登記事項証明書、定款の写し、決算書類等の売上高が確認できる書類、保健所長の営業許可の写し等）を協議会に提出しなければなりません。</p>
6	P11	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係	<p>○ なお、協議会に関する問合せ先は次のとおりです。</p> <p>農林水産省食料産業局食品製造課</p>	<p>○ 問合せ先は次のとおりです。</p> <p>特に、協議会において、飲食料品製造業分野の対象でない判断された場合には、許可を受けた特定</p>

		る基準 ○13つ目	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397	技能外国人を引き続き雇用することができなくな てしまいますので、飲食料品製造業分野に該当する ことに疑義がある場合は、特定技能所属機関となる 前（特定技能外国人を雇用する前）にあらかじめ問 い合わせ願います。 農林水産省食料産業局食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397
7	P13	第4 適合1号特 定技能外国人支 援計画の適正な 実施の確保に係 る基準 【関係規定】	告示第2条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号 特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第 1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基 準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機 関が次のいずれにも該当することとする。 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他 の関係者で構成される飲食料品製造業分野における 特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議 会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外 国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外 国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員と なること。 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、 必要な協力を行うこと。 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、 必要な協力を行うこと。 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全 部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいづれ にも該当する登録支援機関に委託していること。この場	告示第3条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号 特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第 1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基 準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機 関が次のいずれにも該当することとする。 一 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の 関係者で構成される飲食料品製造業分野における特 定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議 会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外 国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外 国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員と なること。 二 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、 必要な協力を行うこと。 三 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必 要な協力を行うこと。 四 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全 部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいづれ にも該当する登録支援機関に委託していること。この場

			<p>合において、第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>	<p>合において、第1号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p>
8	<p>分野参考 様式13—1 (特定技能 所属機関)</p>	<p>分野参考様式1 3—1(特定技能 所属機関) 【誓約事項】</p>	<p>2. 主たる業務として、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5861 菓子小売業(製造小売) 6 細分類 5863 パン小売業(製造小売) 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 	<p>2. 1号特定技能外国人が、出入国在留管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中分類 09 食料品製造業 2 小分類 101 清涼飲料製造業 3 小分類 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) 4 小分類 104 製氷業 5 細分類 5861 菓子小売業(製造小売) 6 細分類 5863 パン小売業(製造小売) 7 細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

